

公益財団法人消費者教育支援センター 役員等報酬等及び費用に関する規程

(総則)

第1条 公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)

第5条第13号及び公益財団法人消費者教育支援センター(以下「センター」という。)定款第13条第1項、第30条第1項及び第2項の規定に基づき、役員及び評議員、顧問に対する報酬等並びに費用に関し必要な事項はこの規程の定めるところによる。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい評議員と併せて役員等という。
- (2)常勤役員とは、理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、認定法第5条13号で定める報酬、賞与、退職慰労金、その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。また費用とは明確に区分されるものとする。
- (5)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費、日当を含む。)及び手数料等の経費をいい報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の定例報酬は別表第1に定める金額の範囲内で理事会の承認を得て理事長が決定するものとする。支給日、支給方法並びに役員報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員給与規程に準ずる。
- 3 非常勤の役員等に対して別表第1に定める報酬を支給することができる。
- 4 前項で定める役員の報酬の総額は、評議員会の決議によってそれぞれ定められた総額の範囲内としなければならない。また、評議員の報酬の総額は定款第13条第1項に規定する総額50万円の範囲内としなければならない。
- 5 役員等に対して、センターより特別の任務を委嘱した場合には職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 6 役員等には役員賞与を支給しない。
- 7 常勤役員の退職にあたっては別に定める役員退職支給規程に従って退職慰労金を支給することができる。

(新たに常勤の役員となった者の報酬)

第4条 新たに常勤の役員となった者には、その日から報酬を支給する。

(常勤の役員でなくなった者の報酬)

第5条 常勤の役員が退任、解任又は死亡により役員でなくなったときは、その日まで報酬を支給する。死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

(報酬の日割計算)

第6条 前2条の規定により報酬を支給する場合であつて、その月のうちに常勤の役員でなかつた日があるときは、その報酬の額は、第3条第2項で定める報酬の月額から、同額に当該常勤の役員でなかつた日の日数の数を30で除して得た数を乗じて得た金額に相当する額を控除した額とする。

(費用)

第7条 センターは、役員等が職務の遂行に当たつて負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もつて支払うものとする。

2 常勤の役員には通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。その計算方法は別に定める職員給与規程に準ずる。

(顧問の報酬)

第8条 顧問に対して、センターより特別の任務を委嘱した場合については職務執行の対価として報酬を支給することができる。またその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(端数の処理)

第9条 この規程の規定により計算した報酬の額に、1円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月12日から施行する。

別表第1

役員等

報酬等の上限額

常勤役員 of 定例報酬	月額75万円までの範囲内
--------------	--------------

非常勤役員

評議員の評議員会出席の都度	1万円(税込)
理事、監事の理事会出席の都度	1万円(税込)